

令和7年12月8日

鹿屋市長 中西 茂 様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹下 伸男

答申書の提出について

令和7年9月30日付け鹿総第572号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 事件名

保有個人情報開示決定取消請求事件（令和7年（情審）第1号）

1 審査会の結論

処分庁鹿屋市長（以下「処分庁」という。）による保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

2 審査請求の概要

- (1) 審査請求人は、法第77条第1項の規定に基づき、令和7年7月11日付けで処分庁に対し、「5/21(水)以後に母●●と娘●●の間の件で鹿屋警察所がいつわり報告情報提供しぎゃくたいのうたがいで通報した書類」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求における所管部署は保健福祉部高齢福祉課である。
- (3) 処分庁は、法第82条第1項の規定に基づき、令和7年7月25日付けで、本件処分を行った。不開示とした情報は、開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第78条第1項第7号）に該当すると判断した部分である。
- (4) 審査請求人は、令和7年7月25日付けで、本件処分のうち法第78条第1項第7号に係る処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、鹿屋市長に対し、その取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 審査庁鹿屋市長（以下「審査庁」という。）は、令和7年9月30日付けで、法第105条第3項で準用する同条第1項の規定に基づき、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりであり、本件処分は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 令和7年5月29日付けの鹿屋警察署長から鹿屋市長宛てに発出された高齢者虐待事案通報票（以下単に「高齢者虐待事案通報票」という。）に関してマスキング部分が多く内容が把握できない。
- (2) 処分庁より開示された高齢者虐待事案通報票中の「虐待の状況」の欄及び「参考事項」の欄を部分開示とした理由は、一方的な解釈がなされている。
- (3) 後期高齢者である母については、認知機能の低下により正常な判断が行えない状況にあるところ、母の警察への通報自体が正常な判断のもと行われたものか否かについて考慮されていない。
- (4) 警察による審査請求人に対する事情聴取は、必要かつ丁寧な聴き取りもないものであり、その対応自体も非人道的なものであった。さらに高齢者の絡む問題を十把一絡げに虐待の疑いという用語を用い市役所に問題を委ねたことに対する警察組織の非情卑劣な対応に対し布石を打ちたい。
- (5) 鹿児島県に対し保有個人情報の開示請求を行ったところ、令和7年7月2日付けで保有個人情報一部開示決定がされ、同年5月29日付けの鹿屋警察署長から鹿児島県知事・保健所長宛ての情報提供書（以下単に「情報提供書」という。）が開示された。その中の「状況」の欄については、部分開示ではあるものの、その欄の全てがマスキングされておらず、ある程度の内容が把握できる。他方、処分庁が開示した高齢者虐待事案通報票は、大部分にマスキングが施されていた。県の透明性の高さに比べると、鹿屋市は開示に消極的である。
- (6) 警察の扱いに嘘と非人道的、民間人では理解できない扱いがあったため、本件処分を取り消し、高齢者虐待事案通報票の開示を求める。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張はおおむね次のとおりであり、審査請求の理由はなく、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 高齢者虐待事案通報票中の「虐待の状況」の欄には、高齢者が警察に相談した内容が記載されている。その内容に関して開示することで、高齢者が相談した内容が虐待者その他第三者に伝わってしまう可能性を危惧し、警察へ相談すること自体を躊躇したり、率直に話すことが困難となったりするおそれがある。このことは、警察が事実関係を正確に把握して的確に対応することを困難にするとともに、本市も警察から正確な情報を入手することができなくなる結果、高齢者の状況や意向を正確に確認することが困難となり適正な介護サービスの提案や訪問等による見守りの実施などの効果的な高齢者虐待の未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応が行えなくなるおそれがある。以上のことから、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し不開示とした。
- (2) 高齢者虐待事案通報票中の「参考事項」の欄には、警察が認知・判断した事項が記載されている。一般的には、事案における事実関係のほか、高齢者や虐待者の状況や気質・特性など、今後本市が取るべき対応を検討する際に有益な情報が率直に記載されている。仮にこれを公開してしまうと、警察としては無用な争いを避けるため、法令上通知すべき最低限の情報しか通知しなくなるおそれがあるところ、上記のような情報が警察から提供されなくなった場合には、例えば、通報受理後に行う調査員の人員の調整（危険性がある場合の調査員の増員など）や訪問時の聴取事項の事前打合せ（高齢者や虐待者の気質特性に応じた質問の策定など）が適正に行えないなど、事案に対して適切に対応することが困難となるおそれがある。
- (3) 審査請求人は、鹿屋警察署が事実と異なる内容を提供していると主張しているが、本件処分に当たっては、記載内容の真偽にかかわらず、開示すべきものではないと判断した。
- (4) 審査請求人が提出した情報提供書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第47条第1項に基づき、鹿屋警察署長が鹿児島県知事及び保健所長に対して情報提供したものである。その目的は、精神障害者の中には、同法第23条に基づく警察官通

報の要件に該当する者以外にも精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる者がいるところ、これらの者について適切な支援が受けられるよう情報提供するものである。他方、高齢者虐待事案通報票は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第7条第2項において「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない」とされており、警察が認知した高齢者虐待事案について、市へ通報したものである。このことから、それぞれの根拠、目的等が異なるものであり、鹿児島県及び鹿屋市における保有個人情報の開示結果が異なる内容となるのは、その保護法益を異にするものであることから当然の結果である。市においては、保護対象となる高齢者を身体的、精神的に守る必要性から、高齢者虐待事案通報票を受けた後、必要な調査等を行っている。

5 調査審議の経過

当審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	経過
令和7年9月30日	審査庁からの諮問
令和7年11月6日	令和7年度第2回鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会開催（口頭意見陳述及び審議等）

6 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

法の基本的な理念は、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、法の解釈及び運用は、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

(2) 本件請求に係る不開示部分について

本件処分により開示された文書は、令和7年5月29日付け、鹿屋警察署長から鹿屋市長に提出された高齢者虐待事案通報票であり、処分庁に対し郵便で送付されたとのことで、令和7年6月2日に收受している。

処分庁は本件処分に際し、開示文書のうち「市職員の決裁」欄、「虐待の状況」欄及び「参考事項」欄を不開示としている。その根拠として、「市職員の決裁」欄には、市職員の印影（市職員の氏名）が記載されており、これは法第78条第1項第2号に該当し、不開示としている。また、「虐待の状況」欄及び「参考事項」欄については、法第78条第1項第7項に該当し、不開示としている。

(3) 争点

審査請求人は、不開示部分のうち「虐待の状況」欄及び「参考事項」欄について、開示すべきであると主張しているのに対し、処分庁は法第78条第1項第7号に該当する旨主張している。

なお、「市職員の決裁」欄には、市職員の印影（市職員の氏名）が記載されており、法第78条第1項第2号に該当し不開示としていることについては、鹿屋市の運用において個人情報に該当することから、本件処分に限らず統一的に不開示としている。このことについて、審査請求人及び処分庁の間で争いはない。

(4) 法第78条第1項第7号の基本的な考え方について

法第78条第1項には「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している。また、同項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」において、

「同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断することとなる。」とされている。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(5) 本件不開示部分の法第78条第1項第7号該当性について

ア 「虐待の状況」の欄について

処分庁が法第78条第1項第7号に該当する旨主張している「虐待の状況」の欄の不開示部分については、通報を受けて臨場した警察官に対し、高齢者が申告した内容が記録されていることが認められる。

一般的に、高齢者虐待の疑いがあるとして警察官が臨場した場合において、高齢者が警察官に対して話す内容は養護者等にとって不利な内容となるものと想定されるところ、その詳細な内容を養護者等が知ることとなった場合には、後に更なる虐待を招くおそれがあるなど高齢者にとって不利益な状況になることは容易に想定しうるところである。

そして、仮に開示請求等に対してこのような情報を開示すると、高齢者にとってはその申告内容が第三者に伝わる可能性があることを意味することになるから、かかる可能性を危惧し、警察に率直な申告をすること、あるいはそもそも申告すること自体を躊躇するおそれがあり、換言すると、自らの申告内容が養護者を含む第三者に漏れないことという信頼があることが、正確な申告を行う前提となっているものと認められる。

そうすると、警察から情報の提供を受けた鹿屋市が高齢者による申告の内容を開示してしまうと、警察が事実関係を正確に把握し的確に対応することを困難にするとともに、処分庁においても警察から正確な情報を入手できなくなる結果、高齢者の状況や意向を正確に判断することが困難となり、虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。したがって「虐待の状況」の欄に記載された情報は、法第78条第1項第7号に該当する。

イ 「参考事項」の欄について

処分庁が法第78条第1項第7号に該当する旨主張している「参考事項」の欄の開示部分については、警察が認知・判断した事項について記載されており、一般的には、事案における事実関係のほか、高齢者や虐待者の状況や気質・特性など、今後、市町村が取るべき対応を検討する際に有益な情報が率直に記載されていることが認められる。

当該情報を開示すると、警察は、余計なトラブルを回避するべく、法令上通知すべき最低限の情報しか通知しなくなるおそれがあるところ、上記のような情報が警察から提供されなくなった場合には、通報受理後に行う訪問人数の調整（危険性がある場合の調査員の増員等）や訪問時の聴取事項の整理（高齢者や養護者等の気質・特性に応じた質問の策定等）を行うことができなくなるなど、個別具体的な事案に対して適切に対応することが困難となり、虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。したがって「参考事項」の欄に記載された情報は、法第78条第1項第7号に該当する。

(6) 高齢者虐待事案通報票と情報提供書の不開示部分の多寡の比較

審査請求人は、鹿児島県に対して行った保有個人情報の開示請求により開示のあった情報提供書を参考として提出していることから、この点について付言する。

そもそも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項に基づく情報提供は、高齢者を対象としたものではなく、本件でいう

養護者（審査請求人）を対象とする措置に関するものであり、高齢者を主たる対象とし、その保護を目的とする高齢者虐待事案通報とは、その対象や目的（保護法益）を異にするものである。

また、前記(5)で検討したように、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第1項第7号）の該当性の判断に当たっては、その記載されている事務・業務の性質やその遂行に及ぼす支障の内容・程度等を考慮して判断されるものである。

そうすると、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく情報提供と高齢者虐待事案通報はその対象や目的（保護法益）が異なる制度である以上、仮に不開示の範囲が異なるものであったとしても、そのこと自体が直ちに違法性・不当性を基礎づけるものとはいえない。

よって、情報提供書の開示範囲を踏まえたとしても、法第78条第1項第7号に該当するという前記の判断を左右するものではない。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、本事件における当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和 7 年 12 月 8 日
鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長	竹下	伸男
委員	井上	順夫
委員	内野	純子
委員	小林	千鶴
委員	森	克己